

図書館基礎講座「図書館の自由」

～「図書館の自由に関する宣言」と公立図書館の事例を中心に～

JLA 図書館の自由委員会 委員
 天谷真彦（あまたにまさひこ）
 E-Mail : fz1fz6@yahoo.co.jp

JLA 図書館の自由委員会とは（JLA = 日本図書館協会 = 日図協）

規定 2 条 委員会は、図書館の自由を守り、広げる責務を果たすため、次のことを行う。

- (1) 「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の趣旨の普及並びに維持発展
- (2) 図書館における知的自由を侵害し、又は侵害する恐れのある事実の情報収集、調査研究及び必要な場合の意見表明
- (3) 会員、地域図書館団体又は活動部会の求めに応じた調査研究の成果を提供及び発表

「公立図書館の任務と目標」

図書館は、すべての住民の知る自由の拡大に努めなければならない。

1989 年 1 月確定公表 2004 年 3 月改訂 日本図書館協会図書館政策特別委員会
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/default.aspx>

「図書館の自由」トピック（2010 年以降）

- (1) 『はだしのゲン』（2013 年 8 月）（資料提供）
- (2) 『イスラム・ヘイトか、風刺か』（2015 年 2 月）（資料収集）
- (3) 『マンガ大嫌韓流』（2015 年 5 月）（資料提供）
- (4) 『絶歌』（2015 年 6 月）（資料収集）
- (5) 神戸高校旧蔵書貸出記録流出（作家・村上春樹氏）（2015 年 10 月）（利用者の秘密）
- (6) 捜査関係事項照会による警察への特定個人の貸出・予約情報提供（2017 年 4 月）（利用者の秘密）

図書館の任務（もっとも重要な）

「基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供すること」
 知る自由（基本的人権のひとつ）＝「表現の自由を受ける権利」

公立図書館と憲法

「図書館の自由と人権理論についての横断的検討：芦部憲法体系に基づく解釈論の提案」前田稔
 （『知る自由の保障と図書館』塩見昇・川崎良孝編著, 京都大学図書館情報学研究会, 2006）
 自由権（国家からの自由）

19 条(内心の自由)

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

21 条（表現の自由）

第 1 項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」

第 2 項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」

＝受け手としての「知る権利」（判例：よど号事件記事抹消事件 最高裁 1983.6.22）

「公共の福祉」（12・13 条）による制約

せん動、名誉棄損、わいせつ、プライバシー

各個人の基本的人権の共存を維持するという観点での公平

公立図書館と諸法

憲法→教育基本法→社会教育法→図書館法

社会教育法 第 2 条 「社会教育」とは、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。

図書館法

第2条 「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

地方自治法 244 条

- 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

判例にみる資料収集・提供

- 船橋市西図書館蔵書廃棄事件
 - 02.8 提訴→03.9 東京地裁（請求棄却）→04.3 東京高裁（控訴棄却）→
 - 05.7 最高裁（原審棄却・審理差し戻し）→05.11 高裁判決→
 - 06.4 最高裁（上告棄却）→
 - 06.7 船橋市が職員に賠償金の全額補填求める（即日納付）
- 熊取町立熊取図書館相互貸借拒否事件
 - 05.9 提訴→07.6 大阪地裁（原告勝訴）→控訴→07.11 和解成立

「「図書館の自由」を法的に初めて確認」南亮一(『みんなの図書館』2005,10)
 「船橋市立図書館蔵書廃棄事件最高裁判決の検討」山本順一(『みんなの図書館』2006,2)
 「熊取図書館問題」山本順一(『みんなの図書館』2008.2)
 『図書館の自由ニューズレター集成3 2006-2010』2015,p75-77,p104-105

船橋市西図書館蔵書廃棄事件の経緯

2001年8月、職員が「新しい歴史教科書をつくる会」やこれに賛同する者の著作107冊を除籍処理して廃棄。
 2002年4月、新聞報道
 2002年5月、職員が教育委員会に上申書を提出。教育委員会は6か月間減給10分の1とする懲戒処分。
 2002年6月、JLAが図書館に再発防止・信頼回復措置を求める。
 2002年7月、廃棄図書のうち103冊が当事者を含む職員5名からの寄付という形で図書館に收藏。
 残り4冊は入手困難のため同一著者の代替図書を寄付・收藏。

船橋市西図書館蔵書廃棄事件の判決

- ・最高裁が著者の権利を認める。

「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということが出来る。」

職員は「独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄するということは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。」

著作者は「図書館にある自らの資料を不公正に取り扱われない権利を有する」

熊取町立熊取図書館相互貸借拒否事件の経緯

2004年11月、住民が図書館に除籍内容の説明を求める。
 2005年2月・6月、除籍図書の住民監査請求→棄却
 2005年7月、除籍図書のリクエスト
 2005年8月、館長よりリクエスト拒否の連絡
 2005年9月、大阪地方裁判所に提訴
 2007年6月、地裁判決（原告勝訴）⇒町控訴
 2007年11月、大阪高裁にて和解

(地裁判決文)

利用者から所蔵していない図書について利用者からの図書貸出の申し込みを受けた場合、大阪府立図書館又は他の図書館から当該図書の協力貸出しを受けて利用者に貸し出すかどうかは、その判断につき館長の自由裁量に委ねられているものではなく、熊取図書館において所蔵している図書について利用者から図書貸出しの申し込みを受けた場合に準じ、図書館法その他の法令規定に基づいて決められる必要があり、正当な理由がなく利用者の上記申し込みを拒否するときには、利用者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる。

(和解の内容)

- 1 熊取町は、住民の図書館利用申込みに応じないことが不適切であったことに対し遺憾の意を表明し、今後とも住民をはじめ熊取町民の図書館利用に対し適切に対応する。
- 2 住民は、熊取町の上記の表明を了解し、本件訴えを取り下げ、かつ、本件に関し、今後名目、相手方のいかに問わず、請求及び措置を求める等、一切の行為はしない。
- 3 熊取町は、訴えの取下げに同意する。
- 4 住民は、熊取町に対し、住民が原判決の仮執行宣言によって熊取町から支払いを受けた5万4,965円を支払う。
- 5 当事者双方は、本和解条項に定めるほか、本件に関し、なんら債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用、和解費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

図書館寄贈本の閲覧不可を巡る訴訟の概要

2021年3月、町長が議会で「(図書館に)置かない」と発言。
 2022年3月、メディア報道。町は「反論文書を付け、閲覧できるようにする予定」
 2022年4月、反論文書を付けず、通常貸出に。
 2022年5月、著者が損害賠償請求。
 2023年7月、町長交代
 2023年10月、和解成立

(和解の内容)

- 1 著者からの本件図書寄贈から閲覧等の開始まで約1年に及ぶ事態になったことに鑑み、御嵩町は、図書館の運営について、今後は、表現・出版・図書閲覧等の自由が確保されることを目指し、図書寄贈等の受け入れの基準と手続きを明確化・透明化し、それを教育委員会に報告するとともに、図書館に掲げられている「図書館の自由に関する宣言」の遵守に努める。
- 2 御嵩町発行の「ほっとみたけ」2022年6月号に掲載した「町長月」の記事中、著者について言及した箇所の中で、著者の名誉を毀損した表現があったことについて、あらためて御嵩町は著者に対し、記事中に、著者の名誉を毀損する表現があったことについてお詫びする。
- 3 著者は、その余の請求を放棄する。
- 4 著者と御嵩町は、著者と御嵩町の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

入館禁止処分取消請求事件の概要

2019年7月～1月、住民が図書館において過剰な借出し等の問題行動を繰り返したとして、規則に基づき、利用及び入館を禁止する処分。
 2019年12月、行政不服審査請求&地裁に提訴
 2020年12月、行政審査請求却下
 2021年7月、岐阜地裁判決では、処分は違法であるとした。
 2021年8月、条例改正
 2022年1月、名古屋高裁判決では、処分を適法とした。

(地裁判決)

本件処分のような全面的かつ無期限の図書館資料及び施設の利用禁止処分をすることは、本件条例 6 条が本件規則に委任した範囲を超え、本件規則 6 条は本件処分の根拠となり得ないことから、本件処分は違法であるとした。
(高裁判決)

館長の指示に従わない対象者に対し、引き続き市立図書館の利用を許すとなると市立図書館の管理運営に重大な支障を生ずるおそれが大きい場合に限り、その防止のために必要かつ合理的な範囲内で利用を禁止し得ることを定めたものと解され、その限りにおいて、図書館法や地方自治法等に反するものではなく、本件条例 6 条の委任の範囲を逸脱するものではない

利用禁止が適法ということに注目するのではない。

禁止するには慎重な判断が必要ということ。

それだけ図書館（公の施設）の利用は、住民の権利として重要であるということ。

米国の裁判とパブリックフォーラム論

クライマー事件（1992 年地裁結審→和解）

ホームレス退館命令の合憲性と限定的パブリックフォーラム

CIPA 判決（2003 年最高裁判決）

「子どもをインターネットから保護する法律（Children's Internet Protection Act: CIPA）」の合憲性と
非パブリックフォーラム

「公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失」

大場 博幸,日本図書館情報学会誌,61(2)=202, 2015.6, pp65-81

「図書館と表現の自由との関係性についての制度的検討」

田中 伸樹,桃山学院大学経済経営論集 59 (2), 2017-10-06, pp73-88

資料収集・提供

（『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年』2013（以下「2011 調査」））

- 『雑司ヶ谷 R. I. P』樋口毅宏著,新潮社,2011（所蔵 171 館）
貸出猶予：49 館（28.7%）、問題なので廃棄：1 館（0.6%）
- 『老いの超え方』吉本隆明著,朝日新聞社,2006（所蔵 605 館）
提供制限：41 館（6.8%）、問題なので廃棄：17 館（2.8%）
- 『福田君を殺して何になる』増田美智子著,インシデンツ,2009（所蔵 221 館）
提供制限：4 館（1.8%）、問題なので廃棄：34 館（15.4%）

※有効回答数 945 館、（）内は所蔵館中の割合

・人権またはプライバシーの侵害

（『図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂』解説 第 3 版 2022,p33）

1 「侵害するもの」とであると判断する基準

（1）ここにいうプライバシーとは、特定の個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、かつ、公的のものでない情報に限定される。

（2）差別的表現は、特定個人の人権の侵害に直結するものを除き、制限項目に該当しない。（中略）

「部落差別地名総鑑」と総称される資料は、差別を意図してつくられたものであることが検証の結果明らかにされており、これらを利用してある人の出身地を調べれば、その人が被差別部落出身者であるという推定が可能になり、就職差別や結婚差別にただちにつながるおそれがある。

（3）問題となっている資料に関して人権侵害を認める司法判断があった場合に、図書館はそれに拘束されることなく、図書館として独自に判断することが必要である。

2 判断主体と手続き

それぞれの図書館が、図書館内外の多様な意見を参考にしながら、公平かつ主体的に意思決定することが求められる。

3 利用制限の方法

知る自由を含む表現の自由は、基本的人権のなかで優越的地位をもつものであり、やむをえず制限する場合でも「より制限的でない方法」によらなければならない。

4 制限措置の再検討

人権の侵害は、態様や程度がさまざまであり、被害の予防措置として図書館が提供を制限することがあっても、時間の経過と状況に応じて制限の解除を再検討すべきである。

声明・見解

差別的表現と批判された蔵書の提供について 2000年11月16日（抜粋）

- ・図書館は思想を評価したり判定する、あるいはできる機関ではありません。
- ・図書館は、ありのままの現実を反映した資料を収集・保存し、思想の自由広場に提供することを任務とし、また市民から期待されています。
- ・特定個人の名誉やプライバシーを侵害する場合以外は、提供を行ないながら住民や当事者の意見を聞き、図書館職員の責任で検討し合意をつくるために努力することが必要です。

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>

滋賀県立図書館における制限の事例

『絶歌』（元少年A,太田出版,2015）⇒20歳未満利用禁止（根拠法令なし）

『完全自殺マニュアル』（鶴見済,太田出版,1993）⇒18歳未満利用禁止

『絶歌』に関する滋賀県議会発言（2015年7月）

「県立図書館においては、その図書の購入はもちろんのこと、設置、運営が県によってなされている以上、県民の福祉向上、県民益、また県としての利益、県益を損なうことがあってはならないことも重要な観点であります。自分でお金を払って買う人は勝手かもしれないけれど、なぜこの本に県民の税金を使う必要があるのか」

「図書館利用以外の代替手段をもって、知る権利、表現の自由が保障されれば、出版、表現に伴って、ここが必要なんです。被害が発生したり不当な利益を得るような場合には、公立図書館においては収集、公開を制限することもやむを得ないと考えます。」

ある人にとって望ましくない本が他の人にとっては必要な本となる場合がある。

逆も真。図書館は価値判断を行わない。

住民へ図書館の理解を広めていくことが大切。

・こんなとき、どうする？（自由委員会サイト）

「出版者からの回収・差替えの要求があったとき」

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/657/Default.aspx>

● 声明・見解

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/jiyu/appeal.html>

図書館資料の収集・提供の原則について（確認） 2015年6月29日

差別扇動本とされる蔵書の提供について 2015年6月

特定秘密保護法案に関する声明 2013年12月5日

中沢啓治著「はだしのゲン」の利用制限について（要望） 2013年8月22日

『週刊朝日』2012年10月26日号掲載記事（佐野眞一氏による「ハシシタ・奴の本性」）についての見解 2012年12月24日

「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」について（要請）

2010年3月17日、2010年12月3日

「タバコ礼賛「たくさんの不思議 2010年2月号」の不当性について」へのお答え 2010年1月6日

名簿等の利用規制について 2008年10月

加害少年推知記事の扱い（提供）について 2007年5月総会承認

柳美里著「石に泳ぐ魚」（『新潮』1994年9月号所収）の利用禁止措置の見直しについて（要望）

2003年3月6日

差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント） 2000年11月16日

<参考意見> 『文芸春秋』（1998年3月号）の記事について 1998年2月13日

『フォーカス』（1997.7.9号）の少年法第61条に係わる記事の取り扱いについて（見解） 1997年7月4日

近年の事例

- ・旧統一教会報道と関係者の著作

図書館は著者の思想的宗教的立場にとらわれてその著作を排除したり、組織からの干渉によって収集の自由を放棄したりはしない。

- ・新型コロナウイルス／ワクチンと医療情報

利用者が求めるあらゆる図書館資料を提供することと、エビデンスのある情報を提供することはいずれも重要な図書館のサービスである。

「内心の自由と組織的干渉」天谷真彦,『図書館雑誌』Vol. 117, No. 04,2023.04

「医療情報とフェイクニュース」天谷真彦,『図書館雑誌』Vol. 115, No. 11,2021.11

著作権侵害が確定した図書館資料

著作権侵害によって作られたということを知った上で、その書籍を貸し出したり、その部分をコピーしたり、その目的で書籍を所蔵したりする場合に限り、問題となるおそれがある。（中略）

ただ、この規定が適用されたとしても、この規定では閲覧まで禁止しているわけではないから、たとえ原告側から閲覧をやめるよう要求する文面が送られてきたとしても、（中略）閲覧までは止める必要がないことになる。

「著作権侵害の書籍の閲覧禁止要求があったときには…」南亮一,『図書館雑誌』Vol.97,No.9, 2003.9

（参考）

『「図書館の自由に関する宣言」1979年解説』第3版,pp.43-44

（「2.23 著作権侵害が裁判で確定した図書館資料の扱い」）

こんなとき、どうする？「著作権侵害を理由とする利用制限についての基本的な考え方」

<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/1100/Default.aspx>

(2) 図書館において、著作権侵害を理由として利用制限を検討するにあたっては、①裁判所の公的な判断があること、かつ、②著作者・著作権者と認められる個人・団体からの制限要請があること、がその要件となる。

(3) 「裁判所の公的な判断」とは、著作権侵害が確定したとする判決だけでなく、仮処分決定、未確定の第一審判決などの中間的判断も含まれる。また、著作権侵害の存否を争う訴訟について、裁判上の和解が成立し、著作権侵害の事実が和解調書に記載された場合には確定判決と同様の効果が生じることになる

(5) 著作権法第113条では、著作権を侵害する行為によって作成された資料を「情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持」する行為について著作権侵害とみなすと規定している。したがって、裁判等において著作権侵害が確定した資料について、著作者等から図書館に対して利用制限の要請がなされた場合には、図書館での頒布行為を停止しなければならないということになる。ただし、ここで言う「頒布」とは、「貸出」「複製」を指しており、「閲覧」や「朗読」といったサービスに利用制限が及ぶことはない。

わいせつ出版物

- ・わいせつ文書（刑法第175条）：頒布・陳列の禁止。

- ・児童ポルノ（児童買春禁止法）：

単純所持（自己の意思に基づいて所持し、当該者であること明らか）・提供の禁止

- ・有害図書（青少年育成条例）：

図書等の取扱業者が青少年（※18歳未満で未婚の者）に販売、貸し付け、閲覧・視聴させることを禁止

「滋賀県における有害図書指定と図書館に関する調査報告」

天谷真彦,『図書館評論』(62),2021.12,pp97-127

「チャタレイ」、「悪徳の栄え」判決出たが？

- ・刑法第175条のわいせつ文書にあたるという裁判所の判決が確定した資料については、提供の制限はやむを得ない。

わいせつ文書の判断の基準は、社会の常識や性意識の変化により、事実上修正変更されるため、時期をみて再検討されなければならない。

名誉棄損・プライバシー

「石に泳ぐ魚」名誉棄損→図書館での閲覧停止については棄却。

名誉・プライバシー侵害表現の取扱いについては1998年2月、『文藝春秋』（1998年3月号）の記事について「参考意見」を発表・・・3要件。

- ① 頒布禁止の司法判断があり、
- ② それが図書館へ提示され、
- ③ 被害者から提供制限要求がある場合のみ、限定的な提供制限がありうる

少年推知記事について、図書館としては名誉・プライバシー侵害表現として扱うのが妥当

少年法 61 条（記事等の掲載の禁止）

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

利用者の秘密

憲法 35 条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

声明・見解

神戸高校旧蔵書貸出記録流出について（調査報告） 2015年11月27日
 岡崎市の図書館システムをめぐる事件について 2011年3月4日
 「個人情報保護に関する主な検討課題」に関する意見 2006年10月27日
 図書館は読書の秘密を守ることに（ご理解の要請） 2005年2月

捜査機関と図書館（「2011 調査」）

- ・「刑事訴訟法 197 条 2、同 507 条に基づく照会」
 受けたことがある：192 館（20.3%） ない：744 館（78.7%）
- ・「受けた館はどのように対応」
 貸出記録の提供：43 館、その他利用記録の提供：58 館、両方提供：12 館、提供せず：87 館
- ・「令状による差し押さえ」
 貸出記録：4 館、その他利用記録：5 館

こんなとき、どうする？「捜査機関から「照会があったとき」<http://www.jla.or.jp/Default.aspx?TabId=658>

刑事訴訟法 197 条 2（捜査関係事項照会）

1. 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。
2. 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

同 507 条

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

同法 218 条（差押え）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについては、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

捜査関係事項照会

警察庁通達「捜査関係事項照会書の適正な運用について」（平成 31 年 3 月 27 日付け警察庁丁刑企発第 49 号等初出：平成 11 年 12 月 7 日付け警察庁丁刑企発第 211 号等）は、捜査関係事項照会について「公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、回答を拒否できない」としている。

これに対し、各自治体の個人情報保護条例の解説では、個別具体的に判断しているものもある。ここでは、捜査関係事項照会への対応の原則は、地公法第 34 条に規定する守秘義務よりも重大な公益上の必要が認められるときに限られると解釈されている。

照会が来たときにあわてないように、例規の解釈に関して自治体の法規担当部署との意思疎通を図っておくことが必要。

回答の内容について、警察庁通達では、「本照会は、あくまで捜査のための必要な『報告』の要求であることから、直接帳簿、書類等（謄本を含む）の提出を求めることは本条を根拠としてはできない」としている。

岡崎市の図書館システムをめぐる事件について（2011 年 3 月 4 日）

2010 年 5 月 25 日、岡崎市立中央図書館のホームページに集中的にアクセスして閲覧しにくくしたとして、同館の利用者 N さんが偽計業務妨害の疑いで逮捕・勾留され、6 月 14 日に起訴猶予処分として釈放された。

N さんは 3 月中旬、自作プログラムにより同館の新书推荐データを自動的に収集しようとしていた。図書館は頻りにサーバが停止するため、システムを管理する三菱電機インフォメーションシステムズ（以下 MDIS という）に対策を指示したが解決できなかった。

そこで図書館は警察に相談して被害届を出したことにより「Librahack 事件」といわれる事件となった。

MDIS は、岡崎市と同じシステム MELIL/CS を使用する他の図書館での同様な不具合を解消するため、2006 年にソフトの改修を行っていたが、岡崎市に納入したのは改修前のものであった。

図書館の自由委員会では、図書館がサーバへのアクセスログとさくらインターネットドメイン（N さんはこのレンタルサーバで自作プログラムを動かしていた）のメールアドレスを登録していた利用者 4 名の氏名・住所・電話番号・生年月日などの情報を任意提出したと報道されたため、現地を訪問して事情を調査することとした。

情報通信技術と図書館

インターネット利用、Web サービス、サイバー攻撃、感染症と入館記録
監視カメラ、読書通帳、マイナンバーカード

個人情報保護法 2003 成立、2005 全面施行、2015 改正

「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（1984）

「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」（2019）

オプトイン：貸出履歴や検索履歴などを活用するサービスを導入する場合は、利用者がサービスの利用について希望者のみ選択できる方式にしなければならない。

図書館が保有する個人情報

1. 利用者の氏名、住所、勤務先、在学名、職業、家族構成など
2. いつ来館（施設を利用）したかという行動記録、利用頻度
3. 何を read したかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録
4. 読書傾向
5. 複写物入手の事実

※「図書館資料」の中にある情報は上記に該当しない。

今後の課題（家族・関係機関）

- ・認知症 ⇒ 家族・介助者からの貸出資料の問合せ
- ・DV・虐待の問題 ⇒ 家族を名乗る人からの利用事実の照会

- 「認知症が増加する社会と図書館」鈴木崇文、『図書館雑誌』Vol. 117, No. 12,2023.12
「図書館カードの家族利用を考える」津田さほ、『図書館雑誌』Vol. 117, No. 09,2023.9
「うちの子をさがしています」にどう答える」津田さほ、『図書館雑誌』Vol. 116, No. 5,2022.5

検閲

①調べあらためること。特に、出版物・映画などの内容を公権力が審査し、不相当と認めるときはその発表などを禁止する行為をいい、日本国憲法はこれを禁止。（『広辞苑』第7版、新村出編、岩波書店、2018）

- 『華氏451度』レイ・ブラッドベリ著、早川書房、1975
『誰だハックにいちゃもんをつけるのは』ナット・ヘントフ、集英社、1986
「本を焼くことについて」（『子どもと子どもの本のために』エーリッヒ・ケストナー著、岩波書店、1977）
矢内原忠雄事件 1937、河合栄治郎事件 1938、津田左右吉事件 1939
「証言・植民地政策と日本の図書館活動- 中国・韓国において図書館は何をしたか」図書館雑誌 86(8), 1992.8

「本を焼くことについて（抜粋）」

（『子どもと子どもの本のために』エーリッヒ・ケストナー著、岩波書店、1977）

本が書かれるようになってからこの方、本は焼かれています。

精神と信仰の歴史は、同時に非精神と迷信の歴史です。文学と芸術の歴史は、同時に憎しみとねたみの歴史です。自由の歴史は、同時に自由の弾圧の歴史です。

「本を焼くところでは、しまい人間をも焼く」というハインリヒ・ハイネの『アルマンゾル』の中の詩句は、（中略）予言になりました。

1933年5月10日、ドイツの学生たちがすべての大学町でわたしたちの本をござり火の中に投げこんだ時、わたしたちは、ここに政治が行われている、「そして」ここに歴史が起こっている、と感じました。

「図書館の自由の問題について」

（『図書館を生きる』清水正三著、日本図書館協会、1995）

「戦前や、戦時中には警察からよくリストが回ってきまして私どもは、当時そのリストを見て書庫へ入りまして該当書を引き抜いてそれを新聞紙かなんかにくるんで、紐でもってくくって倉庫にほうり込んでいました。（中略）『改造』かなんかにのった大きな論文があるのです。それを警視庁の方からの通知で削除しろというふうな命令がきたわけですね。それで私どもはそれを見て何頁までハサミで切って、それを封筒に入れて、封印したことを覚えています。」

1920～50年の状況（『知的自由と図書館』塩見昇著、青木書店、1989）

1924年、文部大臣諮問

「国民思想善導ニ関シ図書館ノ採ルベキ最良方案如何」

1933年、改正図書館令：中央図書館体制

「中央図書館が図書館発展の必然的なものとして生まれたのではなく、当時の軍国主義的風潮の中で国民の思想統一を行ない、国民精神総動員の一つに再編成するためのものであったことによる」（中小レポート）

1942年、文部大臣諮問「大東亜共栄圏建設ニ即応スベキ国民読書指導ノ方策如何」

読書会指導要綱

1946年、CIE図書館の設置、GHQの「宣伝用刊行物」没収（1946.3.17 宣伝用刊行物ノ没収ニ關スル件）

1950年、図書館法制定、映画「格子なき図書館」

（1952年JLA調査）231市立図書館中：半接架24%（55館）、出納式23%（54館）

聯合國軍最高司令官總司令部覺書

（『近代日本教育制度史料』第27巻（社会教育）,大日本雄弁会講談社、1958）

(22.8.23) 図書館建物について

二、最初に蒐集せられたこれら刊行物は東京の民間情報教育部図書館に収められ訓練せられた図書館員の指図のもとに更に有用なものとされているが今では毎日日本中の最も大きな公共図書館よりも入館者が多い。

三、此の様にその有用性が示された故なるべく速に他の中心地にもこの図書館の分館を開設し日本人が民主主義国、その国民、施設、物のやり方について知りたいたいと思うこと又知る必要のあることをもつと容易に知り得る様にすることが提案されている。

(21.2.26) 禁止圖書、出版物ニ關スル件

1 本覺書受領と同時に日本政府は明示せると否とを問はず公共圖書館乃至教育的圖書館に於ける圖書、パンフレット、定期刊行物、其の他の出版物の自由なる流布を制限する總ての法律、法令、布告、指令其の他政府の規定を廢止すべし

(21.3.17) 宣傳用刊行物ノ沒収ニ關スル件

四、民間ノ家庭又ハ圖書室ニアル個々ノモノハ本指令ヨリ除外ス

戦前（1944）と戦後（1952）

『現代図書館学講座 14 図書及び図書館史』北嶋武彦編著,東京書籍,1988,p93

図書館員には「皇国史観ニ基ク思想鍊成ヲ施シ、我国教学、文化ノ本業ヲ体得セシムル」思想鍊成会が実施され、読書会の指導者的任務を負わされた。（『図書館雑誌』）Vol.38 No.2 1944.2）

「中立とは正確な現実把握の態度である」鳥羽省三,『図書館雑誌』no.344 1952.10)

私どもの図書館では、先日「〇〇地方文学の現状と将来」という題で文学座談会を行った。（中略）ところが後日、このことが警察に知れた。知れるまでもない、私どもはその実態を館報に発表していたのである。私ども館員は、この会の開催理由をもって数日いろいろな取調べを受けたのである。

1960年代の状況（『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂のころ』塩見昇著,日本図書館協会,2018）

「私が当時働いていた大阪市立図書館では、1967年まで保証人と印鑑が必要でした。保証人に書いてもらって図書館に持っていく。そのとき一緒に保証人宛てのハガキも1枚持っていく。図書館で館外利用の許可がおりると、保証人宛てにそのハガキを使って「図書館の館外個人貸出ご通知」が発送されるので、保証人からそれを受け取って図書館に持参すると、住所等の記載の確認ができたということではじめて貸出券を発行してもらえました。（中略）3度足を運ばないと図書館から本を借りることができなかったのです。」

自由宣言の成立と改訂（『現代の公共図書館・半世紀の歩み』日本図書館協会、1995）

破壊活動防止法成立（1952）、誌上討論「図書館の抵抗線」（中立性論争）、

「日本図書館憲章（仮称）制定促進について」（埼玉県公図）

1954年、主文のみ総会採択

練馬図書館のテレビドラマ問題（1967）

山口県立山口図書館の図書隠匿問題（1973）

『目黒区史』回収問題（1973）

1975年、「図書館の自由に関する調査委員会」設置

『ピノキオ』問題（1976）

1979年、改訂を全国図書館大会で決議

世界の人権状況

<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu//tabid/965/Default.aspx>

- ・世界人権宣言 19条(知的自由) 1948
- ・IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 1949 (1972、1994、2022 改訂)
(UNESCO = 国際連合教育科学文化機関)
- ・UNESCO 学校図書館宣言 1999 (IFLA 学校図書館宣言 2021 改訂)
- ・図書館と知的自由に関する IFLA の声明 1999 (IFLA = 国際図書館連盟)
- ・ALA 図書館の権利宣言 1948 (ALA = アメリカ図書館協会)

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約） 1994 日本批准

第 13 条

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

1 の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

他の者の権利又は信用の尊重

国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第 17 条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、（中略）第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第 18 条

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。（後略）

世界の人権状況（NGO ヒューマンライツウォッチ報告書 2024）

<https://www.hrw.org/world-report/2024>

中国：中国政府は、厳しい処罰、嫌がらせや脅迫、科学技術手段を通じて、世界で最も厳格な言論検閲制度を導入している。

ロシア：ロシア当局は、反戦言論を弾圧し、合法的かつ平和的に表現した個人を訴追し、投獄するために、ロシア軍に関する「信用を毀損」したことと「虚偽の情報」を行政上および刑事上告発し続けた。

ミャンマー：自由で公正な選挙は近い将来不可能になるだろう。特別法廷は弁護士に対して多くの制限を設けており、容疑者から適正な手続きと公正な裁判を受ける権利を剥奪している。

ベトナム：ベトナム政府を批判する人々は、警察による脅迫や嫌がらせ、移動の自由の制限、恣意的な逮捕や拘留、不当な裁判後の投獄に直面している。

むすびと課題

牧師マルティン・ニーメラーのことば（『彼らは自由だと思っていた』M.マイヤー著、未来社、1983）

「ナチ党が共産主義を攻撃したとき、私は自分が多少不安だったが、共産主義者でなかったから何もしなかった。ついでナチ党は社会主義者を攻撃した。私は前よりも不安だったが、社会主義者ではなかったから何もしなかった。ついで学校が、新聞が、ユダヤ人等々が攻撃された。私はずっと不安だったが、まだ何もしなかった。ナチ党はついに教会を攻撃した。私は牧師だったから行動した—しかし、それは遅すぎた」

『表現の自由』市川正人、岩波書店、2024、p4

最高裁は、情報受領の自由や情報収集の自由に憲法の保障が及ぶことは認めているが、それらを端的に表現の自由の一内容と捉えることには躊躇している。すなわち、最高裁は、新聞紙・図書等の閲覧の自由や、意見・知識・情報を摂取する自由を一表現の自由そのものとはいわずに—「思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や、表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」としている。

「先輩の肩に乗って一名古屋市図書館の自由問題小史」高木奈保子

(『図書館問題研究会愛知支部 40 年史』図書館問題研究会愛知支部,2009,pp23-41)

あの“書庫入り”回答をした中央館長はとうに退職していた。そして長い長い手紙を共に考え、共に苦しんだ先輩達の多くも去ってしまった。しかし「市史」は残り、何事もなかったように書架に相並んでいる。図書館というものの恐さをチラッと見た気がした。図書館とは、資料を収集し、提供し、保存し、そして後世に伝え残していくところなのだ。私たちは現在とともに未来へ責任を負っていることを忘れてはならない。

「図書館の自由」は国家が定めたものではない。

図書館員の中から生み出されたもの。

図書館には未来への責任がある。

図書館も行政（公権力）の一部。

図書館員の高い自律性が求められる。

参考資料

- 『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説』第 3 版 日本図書館協会,2022
- 『図書館の自由に関する事例 33 選』 日本図書館協会,1997
- 『図書館の自由に関する事例集』 日本図書館協会,2008
- 『図書館の自由に関する宣言の成立』覆刻版 日本図書館協会,2004
- 『市民の図書館』増補版 日本図書館協会,1976
- 『図書館の自由を求めて』日本図書館協会図書館の自由委員会,2016
- 『図書館と表現の自由』松井茂記著,岩波書店,2013
- 『図書館のための個人情報保護ガイドブック』藤倉恵一著,日本図書館協会,2006
- 『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』福井佑介,松籟社,2015
- 『図書館の社会的責任と中立性 戦後社会の中の図書館界と「図書館の自由に関する宣言」』福井佑介,松籟社,2022
- 『図書館と法』改訂版増補 鍵水三千男,日本図書館協会,2021